

# 墓じまいの流れについて(ご参考)

現在納骨されている墓からお骨を移動する場合は、「改葬許可証」が必要になります。

この「改葬許可証」がない場合は、お骨を取り出すことは出来ません。

改葬許可の申請は納骨されている墓がある自治体で手続きをしていただく必要があります。

## 「改葬許可証」取得までの流れ(立山町内に墓がある場合)

- 1 新しく納骨する墓の管理者から「受入が証明されるもの(使用許可書・承諾書等)」をもらう
- 2 現在納骨されている墓の管理者から「埋葬許可証」をもらう
- 3 「改葬許可申請書」を記入し、上記 1. 2 を添付の上、立山町住民課住民係に提出
- 4 内容を審査の上「改葬許可証」を発行

※「改葬許可証」は 1 人につき 1 枚必要です。複数の改葬を希望する場合は、改葬したい人数分の申請が必要です。

## <例>

### ①立山町墓地公園(上末)から別の墓地へ移動(墓地公園の区画を返還)

- 1 立山町住民課住民係で「改葬許可証」を取得
- 2 お骨を次の受入先の墓等に移す(受入先の管理者へご相談ください)
- 3 墓石の撤去作業(工事前に「墓地工事着工届」・工事後に「墓地工事完成届」を立山町住民課環境安全係へ提出)
- 4 墓地の返還手続き(「使用墓地返還届」等を立山町住民課環境安全係へ提出)

### ②現在納骨してある墓地から立山町墓地公園(上末)内の墓地へ移動

- 1 移動前の墓がある市町村で「改葬許可証」を取得
- (2 区画に建墓【工事前に「墓地工事着工届」・工事後に「墓地工事完成届」を立山町住民課環境安全係へ提出】)
- 3 「改葬許可証」と「墓地埋葬改葬届」を立山町住民課環境安全係へ提出
- 4 お骨を墓地公園内の墓へ移す

### ③現在納骨してある墓地(立山町墓地公園以外)から別の墓地へ移動

- 1 移動前の墓がある市町村で「改葬許可証」を取得
- 2 お骨を次の受入先の墓等へ移す(納骨持出・納骨受入の際は各墓地管理者へご相談ください)

### ④立山町墓地公園(上末)から立山町墓地公園内合祀墓へ移動

- 1 立山町住民課住民係で「改葬許可証」を取得
- 2 立山町住民課環境安全係で合祀墓の使用許可申請及び許可証の取得
- 3 お骨を合祀墓へ納骨
- 4 墓石の撤去作業(工事前に「墓地工事着工届」・工事後に「墓地工事完成届」を立山町住民課環境安全係へ提出)
- 5 墓地の返還手続き(「使用墓地返還届」等を立山町住民課環境安全係へ提出)

## ■お問い合わせ先■

改葬許可証(立山町内)について	住民課住民係	☎076-462-9962
立山町墓地公園(上末)について	住民課環境安全係	☎076-462-9963